

令和6年4月10日

法人の皆様へ

高知県税務課

### 申告書用紙等の送付の見直し及び電子申告の利用について

平素から、県税の申告・納付につきまして御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

高知県では「高知県デジタル化推進計画」等を踏まえ、納税者の利便性の向上等の観点から、申告手続等のオンライン化、事務処理の電子化等、県税に関する手続きや業務の在り方の見直しを進めております。

地方税ポータルシステム（eLTAX）を利用した電子申告利用率は年々増加傾向にあり、今後もeLTAXの利用拡大が見込まれています。また、申告書用紙の印刷に使用しているドットインパクトプリンターが生産終了となることから、従来より高知県からお送りしている金額等を印字した申告書用紙及び納付書の作成ができなくなります。

これらの状況を踏まえ、申告書等の送付については、令和9年頃を目途に見直しを予定しております。

法人の皆様におかれましては、eLTAXを利用した電子申告に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

#### 【地方税ポータルシステム（eLTAX）について】

インターネットを利用することで、県税事務所等の窓口足を運ばずに自宅やオフィスから申告等を行えます。作成した申告書及び届出書等（標準様式）をまとめて、複数の地方公共団体に一度に提出することもできますので、是非ご利用ください。

詳しくは、eLTAX ホームページ（<https://www.eltax.lta.go.jp/>）をご覧ください。

お問い合わせ先（受付：平日 8:30～12:00、13:00～17:15）

・安芸県税事務所	☎0887-34-1161	・中央東県税事務所	☎088-866-8500
・中央西県税事務所	☎088-821-4652	・須崎県税事務所	☎0889-42-2366
・幡多県税事務所	☎0880-35-5972	・税務課	☎088-823-9309